

飲食店開業の夢を叶えるために！ 忘れちゃいけない消防手続き



安全は最高のサービスです！

ここ重要！！

ここ重要！！

1.

2.

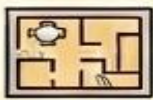
3.

4.

5.



物件探し



内装
設備プラン



消防署へ
事前相談



工事
設置



【オープン前！】
使用開始
届出書提出



消防検査



オープン！！

主な手続き：



防火対象物
使用開始届出書



火を使用する
設備等の設置届出書



消防用設備等
設置届出書



防火管理者の
選任

安全は最高の
サービスです！

★飲食店開業に伴い、各種届出や消防用設備等の設置が必要です。使用開始届出書はオープンの1週間前までに、管轄の消防署へ提出が必要です。

いつ、何を、どうする？

飲食店消防手続きパーフェクトガイド

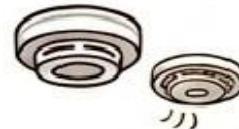
STEP 1: 事前相談(計画段階)



STEP 3: 設備設置・工事 (専門業者と連携)



消火器



自動火災
報知設備



誘導灯

STEP 2: 届出書類提出 【工事前・オープン前】



各種届出書類の準備、提出

STEP 4: 現場検査・営業開始



チェックリスト: 各種必要な届出の提出

これだけは確認!

- ・防火対象物使用開始届出書 **(必ず提出必要)**
- ・火を使用する設備等の設置届出書
- ・防火管理者選任届・消防用設備等設置届出書

防災物品の使用(じゅうたん、カーテン)

避難経路の確保

Q. 小さな飲食店でも、消火器は必要?

A. 2016年に新潟県糸魚川市で起きた大規模火災をきっかけに消防法が改正され、2019年10月1日より「延べ面積にかかわらず、火を使用するすべての飲食店」に消火器の設置が完全義務化されました。

熱源の種類(IH)や安全装置の有無によっては、設置義務がないこともありますが、この場合でも任意で消火器の設置をお願いします。

Q. 消火器や誘導灯を設置したから、これで大丈夫?

A. 設置した消防用設備等について、「定期点検」および「消防署への報告」が法律で義務付けられています。詳しくはお近くの消防署へお問い合わせください。



徳島中央広域連合消防本部

消防課 0883 - 26 - 1191

東消防署 0883 - 26 - 1196

中消防署 088 - 695 - 2149

西消防署 0883 - 42 - 2029